

「新たなミュージアムに関する基本構想（案）」への市民意見を募集します

1 意見募集の概要

市民ミュージアムは、令和元年東日本台風により被災し、施設、設備や収蔵品が被災し、館内での展示等の活動が不可能となり、長期に渡る休館を余儀なくされています。この状況を受け、令和3年11月に「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定し、新たなミュージアムの整備に向けた取組を推進しています。

「基本的な考え方」を踏まえ、新たなミュージアムの事業展開の方向性や開設候補地等、その整備の概要について示すため、「新たなミュージアムに関する基本構想（案）」として取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

2 意見募集の期間

令和5年3月15日（水）～令和5年4月17日（月）

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午～13時を除く）

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、市ホームページのメールフォームのいずれかの方法

※御意見に、題名、氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を記入（書式は自由）してください。

（1）郵送・持参・FAX

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局市民文化振興室 FAX 044-200-3248

（2）市ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

《注意事項》

- ・個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・電話や口頭での御意見の提出はできません。
- ・お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

4 資料

資料1 新たなミュージアムに関する基本構想（案）（概要版）

資料2 新たなミュージアムに関する基本構想（案）

5 資料の閲覧及び配布場所

各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各市民館、各図書館、教育文化会館、小黑恵子童謡記念館、川崎浮世絵ギャラリー、川崎市大山街道ふるさと館、川崎市岡本太郎美術館、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）、川崎市平和館、川崎市夢見ヶ崎動物公園、川崎市立日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（川崎市青少年科学館）、東海道かわさき宿交流館、市民文化局市民文化振興室（川崎フロンティアビル9階）、川崎市ホームページ

※市ホームページアドレス「<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000148468.html>」

※配布物は、意見提出に係る任意様式のみとなりますので、御注意ください。

【問合せ先】

川崎市市民文化局市民文化振興室 井上

電話 044-200-2294

令和5年3月10日

「新たなミュージアムに関する基本構想（案）」
に対する川崎市長コメント

この度、新たなミュージアムの基本構想案を策定し、開設候補地を生田緑地とする案をお示ししました。

既に文化・芸術施設が集中している生田緑地内に開設することにより魅力的で首都圏で有数の文化芸術エリアが形成されることとなります。博物館と美術館が複合化した全国でも数少ない市民ミュージアムの特徴をさらに進化させ、融合していきます。

また、被災前に戻すのではなく、新たなミュージアムは本物に触れ、多世代が学び、感じられるセンター的拠点としつつ、市内のあらゆる場でアート等を体験、体感できる「まちなかミュージアム」の活動を通じて、市民の生活にアウトリーチしていくミュージアムに生まれ変わります。